

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月及び同年3月

私は、申立期間当時、他県に転出していたが、申立期間の国民年金保険料については、故郷の町（現在の住所地）に住む私の父と一緒に納付してくれていた。父は、高齢のため、申立期間当時の記憶は定かでないが、父が納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月間と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の申立期間の保険料を納付していたとするその父親は、申立期間を含む自身の被保険者期間の保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、平成6年1月26日に追加されたオンライン記録によると、昭和55年4月から56年1月までの国民年金保険料を同年1月31日に納付していることが確認できるが、申立期間の保険料については、当該納付時点において納付が可能な期間であり、町では、通常、年度又は3か月ごとに納付書を作成していたことから、納付意識の高い申立人の父親が、申立期間直前の期間である56年1月の保険料を納付して、申立期間のみの納付書を未納のまま放置しておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和58年4月から63年3月までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間1か月間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、昭和63年3月31日となっている。

しかし、雇用保険の記録では、申立人が昭和58年4月1日から63年3月31日までの間、申立事業所で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が申立事業所での退職日が同じ日であったとして氏名を挙げた元同僚は、「私は当時、申立事業所に対し昭和63年3月31日付けで退職する旨申し出た。申立人と私は同じ日に退職した。」と供述している。

さらに、申立事業所では、当時の関係資料を保管していないとしながらも、申立期間当時の社会保険事務担当者であった現在の事業主は、「申立人に係る資格喪失日について、当時誤った手続を行ったと思う。」とすると

もに、「給与の支払日は毎月 21 日で、保険料は当月控除方式であるところ、月給制であった申立人の給与から、他の従業員と同様に、昭和 63 年 3 月分の厚生年金保険料を控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においても厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における社会保険事務所（当時）の昭和 63 年 2 月の記録から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月 5 日に、申立人の資格喪失日を昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日へと訂正する旨の届出を行っていることが確認できる上、当該事業主が、申立人の資格喪失日を同年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、これを社会保険事務所が同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主は、同年 3 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 63 年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成17年5月及び同年6月は41万円、同年7月は36万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における、申立期間のうちの平成18年7月及び同年8月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の18年7月及び同年8月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月1日から18年9月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から実際に受け取っていた給与額に比べ低くなっている。

このことは、私が保管している申立期間の給与支給明細書で分かるので、申立期間について、受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

なお、申立期間のうち、平成17年8月から18年8月までの期間については、申立事業所が22年12月7日に、事務処理の誤りを理由として新たに届出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効になっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管している給与支給明細書、並びに申立事業所が保管している給与明細一覧表及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成17年5月及び同年6月は41万円、同年7月は36万円、18年7月及び同年8月は41万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成17年8月から18年6月までの期間における申立人の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等から、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額と同額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では申立期間当時、事業主が随時改定の届出を行うべきところ、同届出を行っていなかった旨回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間のうち、平成17年5月から同年7月までの期間、並びに18年7月及び同年8月の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、申立期間②は8万円、申立期間③は10万円、申立期間④は16万5,000円、申立期間⑤は14万6,000円、申立期間⑥は20万円、及び申立期間⑦は6万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年8月11日
④ 平成19年2月16日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月27日
⑦ 平成20年8月12日

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の賞与については、私がA社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、全申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賞与明細一覧では、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人が当該事業所から賞与の支払を受

け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とされていることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細一覧から確認できる厚生年金保険料額から、申立期間①は10万円、申立期間②は8万円、申立期間③は10万円、申立期間④は16万5,000円、申立期間⑤は14万6,000円、及び申立期間⑥は20万円とし、申立期間⑦については、賞与額から6万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では各申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万円、申立期間②は8万円、申立期間③は10万円、申立期間④は16万5,000円、申立期間⑤は14万6,000円、申立期間⑥は25万円、及び申立期間⑦は6万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日
② 平成17年12月26日
③ 平成18年8月11日
④ 平成19年2月16日
⑤ 平成19年8月10日
⑥ 平成19年12月27日
⑦ 平成20年8月12日

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の賞与については、私がA社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、全申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賞与明細一覧では、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人が当該事業所から賞与の支払を受

け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とされていることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細一覧から確認できる厚生年金保険料額から、申立期間①は15万円、申立期間②は8万円、申立期間③は10万円、申立期間④は16万5,000円、申立期間⑤は14万6,000円、及び申立期間⑥は25万円とし、申立期間⑦については、賞与額から6万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では各申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は10万円、及び申立期間②は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月11日
② 平成17年12月26日

申立期間①及び②の賞与については、私がA社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

今回、私は、全申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を添え、申立事業所を通じて申立てを行うので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る賞与明細一覧では、申立期間①及び②について、申立人が当該事業所から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（それぞれ10万円、6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では各申立期間当時、事業主が届出を行っていない旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
私が大学を卒業してすぐに、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料についても、当時国民年金に任意加入していた母が、自分の保険料と一緒に納付していたので、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した昭和 57 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、59 年 12 月 14 日に市に払い出されており、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が共済組合の適用事業所を退職した後の 60 年 4 月 15 日に国民年金の加入手続を行い、大学卒業直後の 57 年 4 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、60 年 4 月分から国民年金保険料の納付を開始していることが確認できることから、当該加入手続時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であったことが推認できる上、同名簿の納付記録欄にも納付印は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 721 (事案 649 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 から 55 年 3 月 まで

私が 20 歳になった当時は、親元を離れて学生であったが、私の父から私の国民年金保険料をきちんと納付していると聞いた記憶がある。納付は全て父に任せていたので領収書等はないが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

前回はこの申立てが認められなかったが、私が 20 歳になった時に父から、日本国民の義務である国民年金保険料の支払を開始すると言われたことは間違いないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 11 月 8 日以降に払い出され、申立人は、55 年 4 月 25 日に国民年金に加入していることが市の国民年金被保険者名簿により確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の全ての期間は大学生であったと述べていることから、国民年金の任意加入被保険者であり、国民年金保険料を遡って納付することができなかったものと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない、ii) 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、20 歳になった時にその父親から、日本国民

の義務である国民年金保険料の支払を開始すると言われたことなどを挙げて、当委員会に再審議を求めたが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年7月までの期間、52年2月から59年2月までの期間及び60年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から51年7月まで
② 昭和52年2月から59年2月まで
③ 昭和60年7月から平成元年3月まで

私は、昭和48年12月に帰郷し、49年1月頃、国民年金の加入手続を行った。加入当時は地区の集金人が毎月集金し、納付するとカード（又は手帳）に集金人の印鑑を押していたと思う。その後は、自分で銀行に行き納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金被保険者資格の得喪記録は、オンライン記録により、平成2年3月7日に強制加入の被保険者期間として追加されたものであることが確認できることから、申立期間①、②及び③については、記録の追加が行われたことにより、未加入期間から未納期間に整備されたものであり、申立期間当時は、制度上、納付できなかったものと考えられる上、当該記録整備時点では、申立期間①、②及び③のうち昭和60年7月から62年12月までの保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、昭和49年1月頃、転入先の市で国民年金の加入手続を行ったと述べているものの、申立人の国民年金手帳記号番号（現在の基礎年金番号）は、53年11月8日に同市に払い出されたものであり、同市の国民年金被保険者名簿では、54年9月18日に、51年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、同年4月2日に喪失していることが確認でき、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した形跡は認められない。

さらに、申立人には、昭和48年11月に前住所地の市において払い出された別の国民年金手帳記号番号が存在することが確認できるところ、申立人は、

当該記号番号について、自身で加入手続をした記憶が無く、存在を知らなかったと述べている上、転入先の市において当該記号番号に係る資格記録が無いことから、申立人が同市において、当該記号番号により加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立人は、オンライン記録上、平成2年1月から同年3月までの期間について、その妻と共に同年2月23日に国民年金保険料の免除申請を行い、申立期間③の直後の元年4月から同年9月までの期間について、2年4月13日から同年7月18日にかけて4回に分けて遡って納付していることが確認できることから、最初の2年4月13日時点において、申立期間③のうち大半の期間は、時効により納付できない期間である上、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付した形跡は見られない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から56年3月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から56年3月まで

私が結婚した後に、亡父が、私の国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って国民年金保険料を納付してくれた。加入手続以降の保険料については、亡父が夫に、定額保険料に加えて付加保険料も納付するように頼んでいたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が定額保険料のみの納付記録とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る町の国民年金被保険者名簿の備考欄に「納附 56.4.27 より」、及び特殊台帳の余白に「附加入 56.4.27」と記載されていることが確認できることから、申立人は、昭和56年4月から国民年金の付加保険料を納付し始めたものと推認できる上、付加保険料は、制度上、遡って納付することができないことを踏まえると、申立期間については、付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間は10年間と長期間である上、町の国民年金被保険者名簿において、記録の訂正や取消しが行われた形跡は確認できないことから、事務処理上の誤りがあったものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の付加保険料の納付申出を行ったとするその父親は、既に死亡しているため、付加保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 50 年 10 月まで

私は、昭和 44 年 11 月頃、市役所の支所で国民年金の加入手続をして、保険料を毎月納付してきた。領収書など証拠となるものは持っていないが、欠かさず納付してきたことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 12 月 28 日に市に払い出されていることが確認できる上、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、50 年 11 月 12 日に国民年金被保険者資格（任意）を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、特殊台帳の昭和 50 年 10 月分の納付検認欄に「此迄不要」の表示が確認できる上、市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄において、申立期間の国民年金保険料を納付した記録が確認できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。